

○熊本市下水道条例施行規程〔上下水道局総務課〕

平成21年4月1日

上下水道局規程第36号

改正 平成22年3月19日上下水道局規程第8号

平成22年3月31日上下水道局規程第17号

平成23年3月31日上下水道局規程第11号

平成23年6月30日上下水道局規程第15号

平成24年3月30日上下水道局規程第24号

平成24年4月27日上下水道局規程第29号

平成24年7月6日上下水道局規程第30号

平成25年3月29日上下水道局規程第12号

平成25年11月1日上下水道局規程第31号

平成26年3月31日上下水道局規程第13号

平成28年3月16日上下水道局規程第3号

平成29年3月27日上下水道局規程第3号

平成30年7月5日上下水道局規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 条例第2条第6号に規定する排水設備をいう。
- (2) 排水設備等 条例第5条第1項に規定する排水設備等をいう。
- (3) 排水設備工事 排水設備等の新設、増設、改築及び撤去の工事をいう。
- (4) 指定工事店 条例第7条第1項に規定する指定工事店をいう。
- (5) 排水設備工事責任技術者 排水設備工事責任技術者として公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長（以下「理事長」という。）が登録した者をいう。

（平23上下水規程15・平24上下水規程24・平25上下水規程12・平26上下水規程13・平28上下水規程3・一部改正）

(排水設備の固着箇所等)

第3条 条例第4条第3号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端に接続し、管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (3) 前2号に定める方法により難い特別の理由があるときは、その都度上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けること。

(平24上下水規程29・平25上下水規程12・平26上下水規程13・一部改正)

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備の構造は、法令に定めるもののほか、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 台所、浴場、洗濯場その他下水の流下を妨げる固形物を排出するおそれのある場所の汚水流出口には、固形物の流下を防止するために有効な目幅をもったストレーナーを設けること。
- (2) 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出する場所の汚水流出口には、油脂遮断装置を設けること。
- (3) 水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出口には、トラップを取り付けること。
- (4) トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (5) 洗車場その他土砂を多量に排出する場所及び土砂の流入のおそれのある場所には、排水管に土砂の流入が有効に防止できる砂溜まりを設けること。
- (6) 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所には、ポンプ施設を設けること。
- (7) 前各号に定める基準によるほか、管理者の指示に従い、必要な施設を設けること。

(平24上下水規程24・平25上下水規程12・平25上下水規程31・

一部改正)

(排水設備等の計画の確認申請)

第5条 条例第5条第1項又は第2項の確認を受けようとする者は、様式第1号に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 位置図 工事施工地を表示するもの

(2) 平面図 縮尺300分の1以上

(3) 縦断図

縦縮尺50分の1以上

横縮尺300分の1以上

(4) 構造図 縮尺50分の1以上

(平24上下水規程24・平24上下水規程29・平25上下水規程12・

一部改正)

(給水設備の届出)

第5条の2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、様式第1号の2により行うものとする。

(平25上下水規程12・追加)

(給水設備の確認)

第5条の3 条例第5条の2第2項の規定による確認は、同項に規定する設備の設置場所において、当該設備の構造等について行うものとする。

(平25上下水規程12・追加、平25上下水規程31・一部改正)

(給水設備工事の完了の届出)

第5条の4 条例第5条の2第3項の規定による届出は、給水設備工事完了届(様式第1号の3)により行うものとする。

(平25上下水規程12・追加)

(排水設備工事の完了の届出)

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届(様式第2号)により行うものとする。

(平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正)

(排水設備工事検査済証及び章票)

第6条の2 条例第6条第3項の規定により管理者が別に定める同条第2項の排水設

備工事検査済証の様式は、様式第3号とする。

2 条例第6条第3項の規定により管理者が別に定める同条第2項の章票の様式は、様式第3号の2とする。

3 前項の章票は、門戸その他の外部から見やすい場所に掲示しなければならない。

(平25上下水規程12・追加)

(指定工事店の指定)

第7条 管理者は、次に掲げる要件に適合している個人又は法人を指定工事店として指定するものとする。

(1) 排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること。

(2) 排水設備工事の施工に関し必要な設備及び器材を有していること。

(3) 熊本県内に営業所があること。

(4) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア その者(法人にあっては、代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものである場合

イ 理事長がその者(法人にあっては、代表者)に係る排水設備工事責任技術者としての登録を取り消してから2年を経過していない場合

ウ 第14条第2項の規定により指定工事店としての指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をすると認めるに足りる相当な理由がある場合

オ アからエまでのいずれかに該当する者が役員となっている法人である場合

2 前項第4号ウの規定に該当している法人の代表者は、同号ウに掲げる期間内においては、個人又は代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

(平23上下水規程15・平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正)

(指定の申請)

第8条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人にあっては、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号アの規

定に該当しないことを証する書類

- (2) 法人にあつては、登記事項証明書、定款の写し及び前号に規定する書類で代表者に関するもの
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第4号の2）
- (4) 専属排水設備工事責任技術者名簿（様式第5号）及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類
- (5) 専属する排水設備工事責任技術者の責任技術者証（理事長が交付した排水設備工事責任技術者証（公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の定めにより理事長が交付した排水設備工事責任技術者証とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）の写し
- (6) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
（平24上下水規程24・平24上下水規程30・平25上下水規程12・平28上下水規程3・一部改正）

（指定工事店証）

第9条 管理者は、指定工事店としての指定を受けた者（以下「被指定者」という。）に対し、排水設備指定工事店証（様式第6号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 被指定者は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 被指定者は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第7号）を管理者に提出して、指定工事店証の再交付を受けなければならない。
- 4 被指定者は、第14条第1項又は第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されたときは、遅滞なく指定工事店証を管理者に返納しなければならない。同項の規定により当該指定の効力の停止を受けた場合における当該停止の期間中も、同様とする。

（平24上下水規程24・平24上下水規程29・平25上下水規程12・一部改正）

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第10条 被指定者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 被指定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 適正な工事金額で排水設備工事を施工するとともに、排水設備工事に係る契約において、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 排水設備工事の全部又は主要な部分は、自ら行うものとし、これらについて、第三者に委託し、又は請け負わせることはしないこと。
- (4) 指定工事店としての名義を第三者に貸与しないこと。
- (5) 条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けた後に排水設備工事に着手すること。
- (6) 排水設備工事の設計及び施工は、全て排水設備工事責任技術者の監理の下に行うこと。
- (7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者（条例第2条第11号に規定する使用者をいう。以下同じ。）の責めに帰すべき事由によるものを除き、無償で補修すること。
- (8) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めること。

（平24上下水規程24・平24上下水規程29・平25上下水規程12・一部改正）

（指定の有効期間）

第11条 指定工事店の指定の有効期間は、当該指定を受けた日から5年とする。ただし、管理者が特にやむを得ないと認めるときは、これを短縮することができる。

（平24上下水規程24・一部改正）

（指定の更新）

第12条 被指定者は、前項に規定する有効期間満了後も引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者が定める日までに、第8条に定めるところにより当該指定の申請をしなければならない。

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正）

（指定の辞退及び異動の届出義務）

第13条 被指定者は、第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定

工事店としての営業を廃止しようとするときは、直ちに排水設備指定工事店辞退届（様式第8号）により管理者に届け出なければならない。

2 被指定者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに排水設備指定工事店異動届（様式第9号）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する排水設備工事責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

（平24上下水規程24・平24上下水規程29・一部改正）

（指定の取消し又は停止）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その被指定者に係る指定工事店の指定を取り消すものとする。

- (1) 被指定者から前条第1項の規定による届出があったとき。
- (2) 前号に該当する場合を除き、被指定者が第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

2 管理者は、被指定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被指定者に係る指定工事店の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止させることができる。

- (1) 条例又はこの規程に違反したとき。
- (2) 排水設備工事の施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないときと管理者が認めたとき。

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正）

（排水設備工事責任技術者の責務）

第15条 排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。第17条第2号において同じ。）に当たらなければならない。

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正）

（責任技術者証の携帯及び提示）

第16条 排水設備工事責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(平24上下水規程24・全改)

(理事長への申出)

第17条 管理者は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事長に対し、当該排水設備工事責任技術者の登録を取り消し、又は当該登録の効力を停止するよう申し出ることができるものとする。

- (1) 条例又は規程その他管理者が定めるところに違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、排水設備工事の設計及び施工に当たる者としてふさわしくないと認めたとき。

(平24上下水規程24・全改、平25上下水規程12・一部改正)

第18条から第21条まで 削除

(平24上下水規程24)

(公示)

第22条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は当該指定の効力を停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、引き続き当該指定をしなかったとき。
- (4) 第13条第2項第2号から第4号までの規定による届出があったとき。

(平23上下水規程15・平24上下水規程24・一部改正)

(講習会等)

第23条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期的に又は必要に応じて講習会、事務連絡会議等（以下「講習会等」という。）を開催するものとする。

2 被指定者又は被指定者に専属する排水設備工事責任技術者は、講習会等に出席するよう努めるものとする。

(平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正)

(除害施設の設置等の特例)

第24条 条例第9条の2ただし書に規定する管理者が別に定める項目に係る水質及び水量の下水は、次の各号に掲げる項目に係る水質の下水（第2号及び第3号アに掲げる項目にあつては、当該各号に定める基準に適合するものに限る。）で、1日当たりの平均的な汚水の排出量が50立方メートル未満のものとする。

- (1) 温度
- (2) 水素イオン濃度
水素指数5以上11以下
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量
1リットルにつき20ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量
- (4) 沃素消費量

第25条 条例第9条の3第1項ただし書に規定する管理者が別に定める物質又は項目に係る水質及び水量の下水は、次の各号に掲げる物質又は項目に係る水質の下水（第5号及び第8号アに掲げる項目にあつては、当該各号に定める基準に適合するものに限る。）で、1日当たりの平均的な汚水排出量が50立方メートル未満のものとする。

- (1) フェノール類
- (2) 鉄及びその化合物（溶解性）
- (3) マンガン及びその化合物（溶解性）
- (4) 温度
- (5) 水素イオン濃度
水素指数5以上11以下
- (6) 生物化学的酸素要求量
- (7) 浮遊物質量
- (8) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量
1リットルにつき20ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量

2 前条第2号及び第3号ア並びに前項第5号及び第8号アに掲げる数値は、下水の

水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第8条に定める方法により検定した場合における数値とする。

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正）

（使用開始等の届出）

第26条 条例第11条第1項の規定による届出は、公共下水道使用届（様式第10号）

若しくは上下水道使用申込書（様式第11号）又は管理者が別に定める方法により行うものとする。

2 前項の届出がない場合にあつては、公共下水道（条例第2条第3号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）の使用を開始した日その他の使用料（条例第13条第1項に規定する使用料をいう。以下同じ。）の徴収に関し必要な事項は、管理者が認定する。

3 水道水（条例第2条第12号に規定する水道水をいう。以下同じ。）の使用による汚水を公共下水道に流入させ、又は流入させていた場合において、当該水道水の使用に関し、熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）第17条の2の規定による申込み又は同条例第21条第1号若しくは第4号若しくは第22条第2号の規定による届出がされたときは、当該申込み又は届出をもって、第1項の届出があつたものとみなす。

（平22上下水規程17・平24上下水規程24・平25上下水規程12・

平25上下水規程31・平26上下水規程13・一部改正）

（届出に基づく一般家庭の水道水以外の水の使用水量の認定）

第26条の2 条例第14条の2第2項の規定による届出に基づく同条第1項第2号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第1に定めるところによる。

2 条例第14条の2第2項の規定による届出に基づく同条第1項第3号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第2に定めるところによる。

（平26上下水規程13・追加）

（一般家庭の水道水以外の水の使用水量を認定するための届出）

第26条の3 条例第14条の2第2項の規定による届出は、使用人数等（変更）届（様式第11号の2）により行うものとする。ただし、管理者が別に定める場合に該当するときは、当該届出は、同様式以外の管理者が別に定める様式により行うものとする。

(平26上下水規程13・追加)

(排除汚水量の申告)

第27条 条例第14条の2第3項に規定する申告書は、管理者が別に定める月ごとに公共下水道に排除した汚水量及びその算出の根拠を記載して、管理者が別に定めた日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。

(平24上下水規程24・平26上下水規程13・一部改正)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第28条 条例第12条第1項及び第2項の規定による届出は、悪質下水排除開始(変更・休止・廃止・再開)届(様式第12号)により行うものとする。

(平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正)

(事故時の措置に関する届出等)

第29条 下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の9第1項の規定による届出は、特定事業場事故報告書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第9条の4第1項の計画書は、事故再発防止措置計画書(様式第14号)とする。

3 条例第9条の4第2項の規定による届出は、事故再発防止措置完了届出書(様式第15号)により行うものとする。

(平24上下水規程24・一部改正、平25上下水規程12・旧第28条の2繰下・一部改正)

(立入調査等をする職員の身分証明書)

第30条 条例第15条の2第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、下水道立入調査職員証(様式第16号)とする。

(平25上下水規程12・追加)

(繰上徴収)

第31条 条例第15条の3の管理者が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 強制執行が開始されたとき。
- (2) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。
- (3) 企業担保権の実行手続が開始されたとき。
- (4) 破産手続が開始されたとき。
- (5) 使用者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。

(6) 使用者である法人が解散したとき。

(7) 詐欺その他不正の行為により使用料を免れ、若しくは免れようとし、又は使用料の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき。

2 管理者は、条例第15条の3の規定により繰上徴収をしようとするときは、当該繰上徴収の事由の生じた使用者に対し、納期限変更通知書（様式第16号の2）により通知するものとする。

（平24上下水規程24・一部改正、平25上下水規程12・旧第30条繰下・一部改正、平25上下水規程31・一部改正）

（追徴還付）

第32条 徴収した使用料に過不足があったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回の使用料で精算することができる。

（平25上下水規程12・旧第31条繰下）

（督促）

第33条 管理者は、使用料を納期限までに納付しない使用者があるときは、当該納期限の日の翌日から起算して20日以内に督促状を発するものとする。

（平24上下水規程29・一部改正）

（滞納処分に関する職務の委任等）

第34条 管理者は、使用料の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して、使用料の滞納処分に係る職務を委任することができる。

2 前項の規定による委任を受けた職員（以下「滞納処分職員」という。）には、その身分を証明する証票として、下水道滞納処分職員証（様式第16号の3）を交付する。

3 滞納処分職員は、使用料の滞納処分のための調査、質問若しくは検査を行う場合又は財産の差押えを行う場合にあつては、下水道滞納処分職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・平25上下水規程31・一部改正）

（行為の許可の申請）

第35条 条例第16条第2項の規定により管理者が別に定める同条第1項の申請書の様式は、物件設置・変更許可申請書（様式第17号）とする。

(平 2 4 上下水規程 2 4 ・平 2 5 上下水規程 1 2 ・一部改正)

(占用の許可等)

第36条 条例第 1 9 条第 1 項の占用許可願は、様式第 1 8 号とする。

- 2 条例第 1 9 条第 5 項の規定により管理者が別に定める同条第 4 項の占用許可書の様式は、熊本市上下水道局行政財産使用規程（昭和 4 2 年水道局規程第 2 号）様式第 2 号を準用する。
- 3 条例第 2 4 条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、占用料減免申請書（様式第 1 9 号）を管理者に提出しなければならない。

(平 2 4 上下水規程 2 4 ・平 2 5 上下水規程 1 2 ・一部改正)

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平 2 4 上下水規程 2 4 ・追加、平 2 6 上下水規程 1 3 ・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に熊本市下水道条例施行規則（昭和 4 6 年規則第 3 0 号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 2 4 上下水規程 2 4 ・一部改正)

- 3 この規程の施行の際現に旧規則第 7 条第 1 項の規定により指定工事店としての指定（旧規則第 1 2 条の定めるところにより更新された指定を含む。以下同じ。）を受けている者の当該指定の有効期間は、当該現に受けている指定に限り、なお従前の例による。

(平 2 5 上下水規程 3 1 ・旧第 5 項繰上)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

- 4 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町下水道条例（平成 1 3 年条例第 1 9 号。以下「旧富合町条例」という。）の規定に基づき指定を受けている排水設備の指定工事店（本市において指定工事店の指定を受けている者を除く。）は、この規程の

規定に基づき指定工事店の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定の有効期間の満了日は、旧富合町条例の規定に基づき指定された有効期間の満了日の属する年度の3月31日とする。

(平25上下水規程31・旧第7項繰上・一部改正)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

- 5 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2町編入日」という。)前に旧城南町下水道排水設備指定工事店規則(平成10年城南町規則第8号)又は旧植木町公共下水道条例施行規則(平成20年規則第6号)(以下「旧2町規則」という。)の規定に基づき指定を受けている指定工事店(本市において指定工事店の指定を受けている者を除く。)は、この規程の規定に基づく指定工事店の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定の有効期間の満了日は、それぞれ旧2町規則の規定に基づき指定された有効期間の満了日の属する年度の3月31日とする。

(平22上下水規程8・追加、平25上下水規程31・旧第9項繰上・一部改正)

- 6 2町編入日前にこの規程又は旧2町規則のうち2以上の規定に基づき指定工事店の指定を受けている指定工事店の指定の有効期間の満了日は、前項後段の規定にかかわらず、この規程又は旧2町規則の規定に基づき指定された有効期間の満了日のうち最も遅い日の属する年度の3月31日とする。

(平22上下水規程8・追加、平25上下水規程31・旧第10項繰上)

(特定の排水設備工事等に関する特例)

- 7 当分の間、管理者が別に定める排水設備工事を施工する者に係る指定工事店の指定については、管理者が別に定める要件を満たす者を排水設備工事責任技術者とみなす。

(平30上下水規程8・追加)

- 8 前項の規定により排水設備工事責任技術者とみなされる者に係る同項の要件を満たすことを証するものは、責任技術者証とみなす。

(平30上下水規程8・追加)

附 則(平成22年3月19日上下水道局規程第8号)

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日上下水道局規程第 17 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日上下水道局規程第 11 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日上下水道局規程第 15 号）

1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定、第 20 条の改正規定（同条第 2 項に係る部分を除く。）、第 22 条の改正規定並びに附則第 11 項及び第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の熊本市下水道条例施行規程（以下「旧規程」という。）第 2 条第 3 号に規定する試験に合格し、又は旧規程第 20 条第 2 項に規定する更新講習を受講した者は、それぞれこの規程による改正後の熊本市下水道条例施行規程（以下「新規程」という。）第 2 条第 3 号に規定する試験に合格し、又は新規程第 20 条第 2 項に規定する更新講習を受講したものとみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日上下水道局規程第 24 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日上下水道局規程第 29 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日上下水道局規程第 30 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日上下水道局規程第 12 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 1 日上下水道局規程第 31 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日上下水道局規程第 13 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日上下水道局規程第 3 号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（排水設備工事責任技術者の登録等に関する経過措置）

2 この規程の施行の日前に公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長がした排

水設備工事責任技術者の登録及びその取消し並びに排水設備工事責任技術者証の交付は、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長がした排水設備工事責任技術者の登録及びその取消し並びに排水設備工事責任技術者証の交付とみなす。

附 則（平成29年3月27日上下水道局規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前において、この規程による改正前の熊本市下水道条例施行規程の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成30年7月5日上下水道局規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第26条の2第1項関係）

（平26上下水規程13・追加）

使用人数	水量
1人	18立方メートル
2人	30立方メートル
3人	40立方メートル
4人以上	40立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに8立方メートルを加算した水量

備考

- 1 定例日間（条例第14条第2項に規定する定例日間をいう。以下同じ。）の水道水以外の水の使用水量は、この表の左欄に掲げる使用人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める水量（以下「基準水量」という。）とする。ただし、定例日間に公共下水道の使用を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が60日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該基準水量に、当該定例日間における使用日数を60で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。
- 2 この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。

3 定例日間に使用人数の変更があった場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数を当該定例日間における使用人数とみなして、この表を適用する。

- (1) 第3号及び第4号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合 変更後の使用人数
- (2) 次号及び第4号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合 変更前の使用人数
- (3) 次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において2回以上変更があった場合 使用日数が最も多い使用人数
- (4) 当該定例日間において、2回以上変更があった場合であって、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。 直近の使用人数

別表第2（第26条の2第2項関係）

（平26上下水規程13・追加）

水道水以外の水の用途 使用人数	トイレ	風呂	炊事	洗濯	洗顔その他
1人	4立方メートル	4立方メートル	4立方メートル	4立方メートル	2立方メートル
2人	8立方メートル	6立方メートル	6立方メートル	6立方メートル	4立方メートル
3人	12立方メートル	8立方メートル	8立方メートル	8立方メートル	4立方メートル
4人以上	12立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに2立方メートル	8立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに2立方メートル	8立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに2立方メートル	8立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに2立方メートル	4立方メートル

	を加算した 水量	を加算した 水量	を加算した 水量	を加算した 水量	
--	-------------	-------------	-------------	-------------	--

備考

- 1 定例日間の水道水以外の水の使用水量は、この表に掲げる使用人数の区分に従い、同表に定める水道水以外の水の用途に応じた水量とし、水道水以外の水の用途が2以上ある場合は、その水量の合計水量とする。ただし、定例日間に水道水以外の水の使用による汚水の公共下水道への排除を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が60日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該水道水以外の水の用途に応じた水量又は合計水量に、当該定例日間における使用日数を60で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。
- 2 この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。
- 3 この表において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事及び洗濯以外の用途をいう。
- 4 定例日間に使用人数又は水道水以外の水の用途の変更があった場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数及び水道水以外の水の用途を当該定例日間における使用人数及び水道水以外の水の用途とみなして、この表を適用する。
 - (1) 第3号及び第4号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合 変更後の使用人数及び水道水以外の水の用途
 - (2) 次号及び第4号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合 変更前の使用人数及び水道水以外の水の用途
 - (3) 次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において2回以上変更があった場合 使用日数が最も多い使用人数及び水道水以外の水の用途
 - (4) 当該定例日間において、2回以上変更があった場合であつて、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。 直近の使用人数及び水道水以外の水の用途

排水設備等計画(変更)確認申請書

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者住所

フリガナ
氏 名

印

TEL

熊本市下水道条例第5条の規定により、排水設備等の計画の確認を次のとおり申請します。なお、この排水設備工事について、利害関係者との間に、土地又は排水設備等を使用する際等の紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

私は、下記の施工者を代理人と定め、排水設備等計画(変更)確認申請書の提出その他の排水設備工事の事務遂行上必要な一切の権限を委任します。

設置場所	熊本市 区 (地番) 建物の名称 ()		
建物の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存建物 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 棟別新築 <input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> その他()	着 予 定	年 月 日
建物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 会社・事業所 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> その他()	完 予 定	年 月 日
排水設備工事 の種類別	<input type="checkbox"/> 新設(新築の場合) <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> くみ取改造 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 先行配管	完 工	年 月 日
資金別	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 融資あっ旋	検 査	年 月 日
棟数	・水道水の使用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) 水せん番号—CD □□□□□□—□ (水せん番号がある場合のみ記入。複数あるときは摘要欄 又は別紙に記入すること。)	・汚水接続箇所 <input type="checkbox"/> 公共ます (有・ます設置申請中・接続許可申請中) <input type="checkbox"/> 共同排水管 <input type="checkbox"/> 既設排水管	
世帯数	使用用途 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> その他()	・除害施設 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
トイレ (大便器)	・水道水以外の使用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 雨水利用水 <input type="checkbox"/> 簡易水道水 <input type="checkbox"/> その他() 水せん番号—CD □□□□□□—□ (水せん番号がある場合のみ記入。複数あるときは摘要欄 又は別紙に記入すること。)	・ディスプレイ排水処理システム <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(承認番号)	
建物階数	使用用途 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> その他()	・地下排水槽 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
施工者 (代理人)	指定番号 第 号	摘要	
	営業所所在地		
	指定工事店名	印	
	排水設備工事責任技術者名	印	

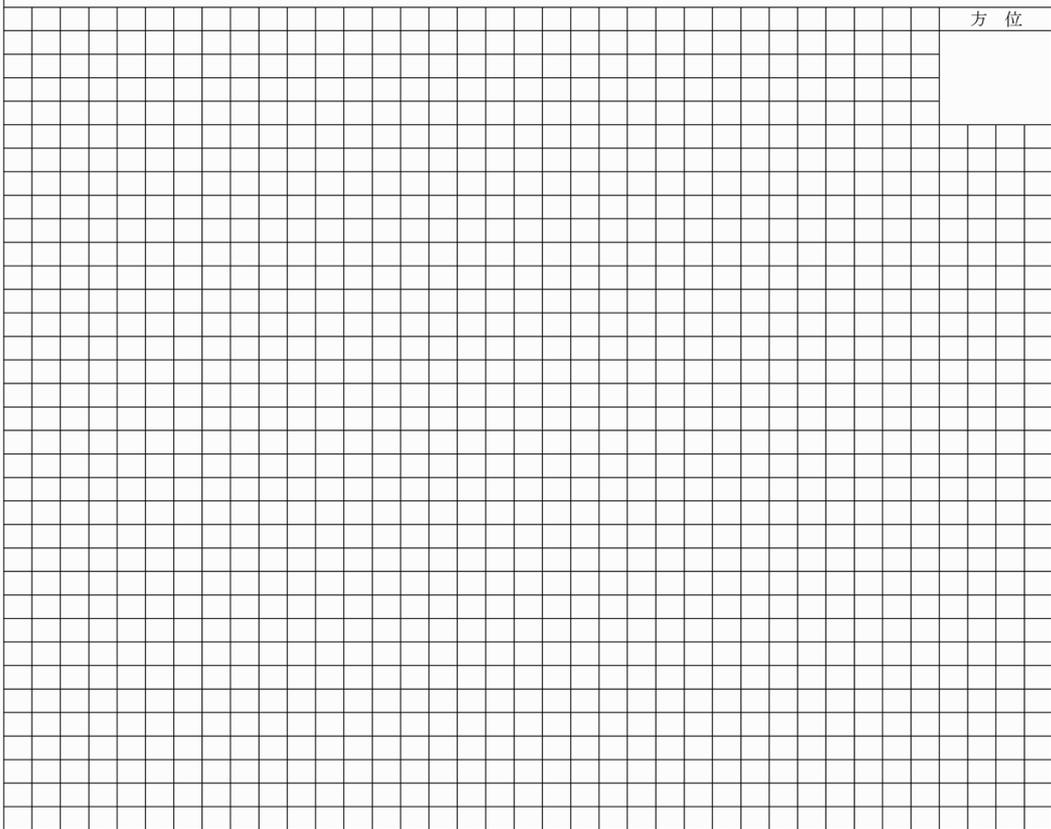
受付	年 月 日	確認	年 月 日
	第 号		第 号
<p>上記申請を確認通知します。</p> <p style="text-align: right;">熊本市上下水道事業管理者 印</p>			

備考 この様式は、4部提出すること(うち3部は、コピーでも可)。

図面は詳しく書くこと。

排水設備工事設計図(甲)

方位



※この工事において、既設管等を一部利用します。工事完了後、既設管等に支障が生じた場合は、自己の負担と責任において処理します。
 ※器具トラップがない場合は、屋外にトラップ付ますを設けること。

申請者
氏名

印

付近見取図

中央・東・西・南・北

P — —

N



(図面記号)

大便器		掃除口		汚水管(赤色)	
小便器		汚水ます		雨水管(青色)	
浴場		トラップます		既設管(黒色)	
流し類		ドロップます		浄化槽	
洗濯機		公共ます		散水栓等	
手洗、洗面		雨水ます		器具トラップ	

排除方式	<input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流
雨水の処理方法	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 土面放流 <input type="checkbox"/> 浸透ます <input type="checkbox"/> 雨水ます <input type="checkbox"/> その他()

備考

- 1 図面は必ず図面記号を用いてトイレ、風呂、洗面所、台所等の位置を明示すること。また、管種、管径、管の位置、管延長(ます間ごと)、勾配(ます間ごと)等を公共ますまで明記すること。
- 2 図面を別紙にて添付する場合は、排水設備工事設計図(乙)にて上記1の内容で新たに図面を作成し、添付すること(建築時の図面を流用しないこと。)
- 3 分流式下水道において、雨水は接続しないこと。

排水設備工事設計図(乙)

図面番号	/	確認番号	—
設置場所	申請者氏名	水栓の番号	方位
施工者 (代理人)		指定工事店名	

様式第1号の2(第5条の2関係)

(第1面)

受付番号	
確認申請番号	

排水設備工事関係給水設備(変更)届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

届出者 住 所
フリガナ
氏 名 印
TEL

排水設備等の新設等に関し、水道水以外の水を使用するための設備について、熊本市下水道条例第5条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	熊 本 市 区 (地番) 建 物 の 名 称 ()		
建物の用途	<input type="checkbox"/> 会社・事業所 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他()		
給水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 既設		
工期(予定)	年 月 日 ~	年 月 日	完 工 年 月 日
建物の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存建物 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 棟別新築 <input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> その他()		
使用水(種別)	<input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 雨水利用水 <input type="checkbox"/> 簡易水道水 <input type="checkbox"/> その他()		
計測装置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(個 :)		
減量メーター	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(個 :)		
免除申請	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
施工者(代理人)	住 所 〒 工事店名 印 連 絡 先 担 当 者		
摘要 :			

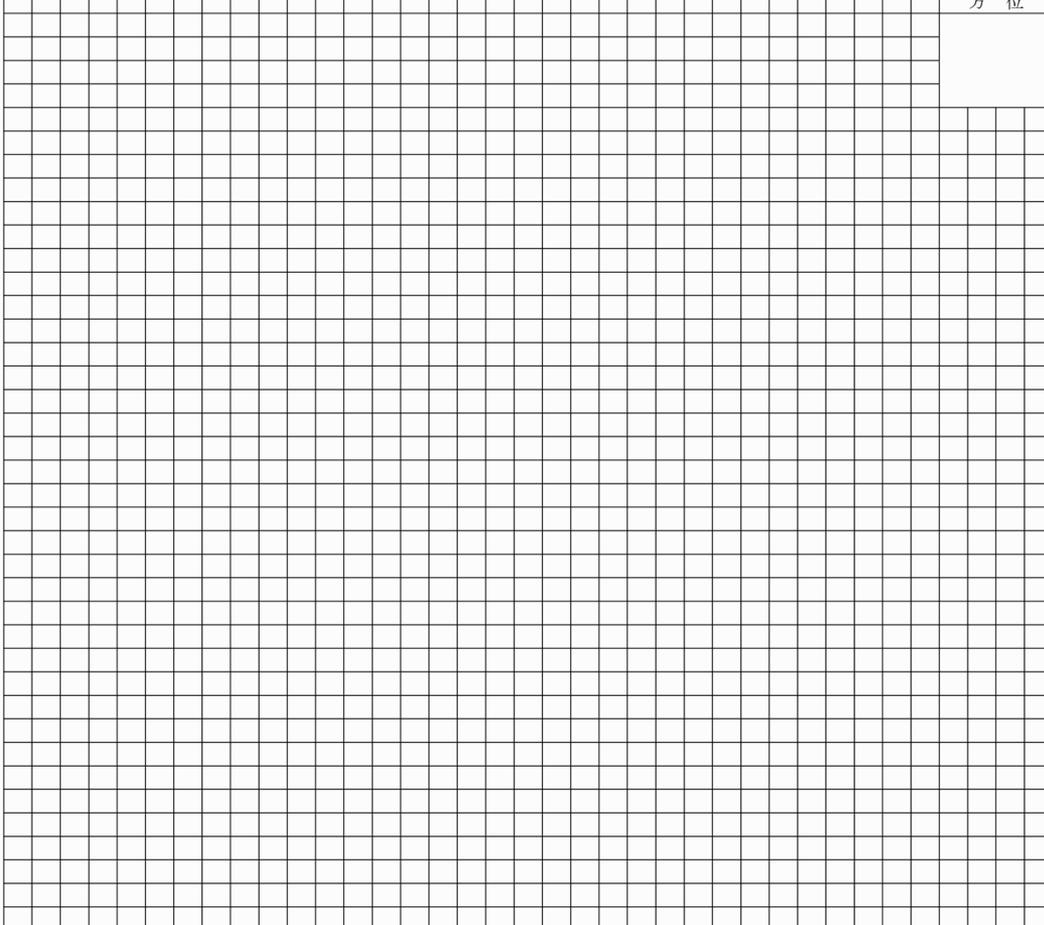
備考

- この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用量を計測するための装置をいう。
- この様式において「減量メーター」とは、水道水以外の水の使用量のうち公共下水道に排除されない水量を計測するための装置をいう。
- この様式は、3部提出すること(うち2部は、コピーでも可)。

給水設備図面(甲)

図面は詳しく書くこと。

方位



付近見取図

中央・東・西・南・北

P



(図面記号)

大便器		揚水ポンプ		器具トラップ	
小便器		バルブ		計量メーター	
浴場		受水槽		減量メーター	
流し類		浄化槽		水道水(赤色)	
洗濯機		散水栓等		井戸水(青色)	
手洗、洗面				その他使用水(緑色)	

備考

- 1 図面は、必ず図面記号を用いてトイレ、風呂、洗面所、台所等の位置を明示すること。
- 2 水道水以外の配管においては、管種、管径、管の位置、管延長等を屋外部について明記すること。
- 3 その他使用水については、種別を明記すること。
- 4 図面を別紙にて添付する場合は、給水設備図面(乙)にて上記1、2の内容で新たに図面を作成し、添付すること。

様式第1号の3(第5条の4関係)

受付番号	
確認申請番号	

給水設備工事完了届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

届出者 住 所
フリガナ
氏 名 印

水道水以外の水を使用するための設備の新設等又は撤去の工事が完了しましたので、熊本市下水道条例第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	熊本市 区
給 水 設 備 の 工 事 種 別	新設・改造・撤去・その他()
使用水(種別) 及び排出先	<input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 雨水利用水 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 簡易水道水 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()
工 事 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
施 工 者 (代理人)	〒 住 所 工事店名 連 絡 先 印 担 当 者

備考

- 1 この様式は、工事完了後14日以内に提出すること。
- 2 この様式は、2部提出すること(うち1部は、コピーでも可)。
- 3 使用水(種別)及び排出先については、当てはまるもの全てにチェックを入れること。

		確認番号
排水設備工事完了届		
年 月 日		
熊本市上下水道事業管理者 (宛)		
届出者 住所 氏名		印
排水設備工事が完了しましたので、熊本市下水道条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
設置場所	熊本市 区	
排水設備工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設(新築の場合) <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> くみ取改造 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 先行配管	
使用水(種別)	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 雨水利用水 <input type="checkbox"/> 簡易水道水 <input type="checkbox"/> その他()	
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
施工者 (代理人)	指定番号 第 号 指定工事店名 印 営業所所在地 代表者名	
	排水設備工事責任技術者名 印	

備考

- 1 この様式は、工事完了後5日以内に提出すること。
- 2 この様式は、2部提出すること(うち1部は、コピーでも可)。
- 3 使用水(種別)については、当てはまるもの全てにチェックを入れること。

排水設備工事検査済証

貴所(宅)の排水設備等を検査したところ次のとおりでしたので、熊本市下水道条例第6条第2項の規定により、この証を交付します。

検査日 年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 印

設置場所

熊本市 区

氏名 様

確認番号 No. _____

工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> くみ取改造 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 先行配管
公 共 ま す 接 続 施 工	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
排水管の管種・管径・延長	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否
排水管の勾配・深さ	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
ますの位置・数量	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否
排 除 方 式	<input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流
雨 水 の 処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 土面放流 <input type="checkbox"/> 浸透ます <input type="checkbox"/> 雨水ます <input type="checkbox"/> その他()
使 用 水 (種 別)	<input type="checkbox"/> 水道水(水せん番号) <input type="checkbox"/> 水道水以外
総 合 判 定 結 果	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正
特 記 事 項	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 融資あっ旋
施 工 業 者	
摘要	

様式第3号の2(第6条の2第2項関係)

章票



様式第4号(第8条第1項関係)

年 月 日

排水設備指定工事店指定申請書
(新規・継続)

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者名	ふりがな 商号			
	ふりがな 営業所所在地	〒	TEL FAX	
	ふりがな 代表者住所 氏名	〒	TEL	印

[添付書類]

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(身分証明書等)(原本)
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書(原本)及び経歴書
- 3 法人の場合は、登記事項証明書(原本)及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第4号の2)
- 5 専属排水設備工事責任技術者名簿(様式第5号)
- 6 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第4号の2(第8条第2項第3号関係)

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平 面 図

付近見取図

備考

- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法並びに机の配置状況を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄の駅、バス停留所等、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属排水設備工事責任技術者名簿
(新規・継続・解除)

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

指 定 番 号 第 号
商 号
〒
営 業 所 所 在 地
TEL
代 表 者 名 印

ふりがな 専属者氏名	住所	登録番号	摘要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、次のうちいずれか1つ
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険の被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証を除く。)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

[注] 専属解除の場合は、名簿を別業とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

様式第6号(第9条第1項関係)

熊上下水指令第 号
年 月 日

排水設備指定工事店証

熊本市排水設備指定工事店として指定する。

指 定 番 号 第 号

指定工事店名

営業所所在地

代 表 者 名

指定の有効期間

熊本市上下水道事業管理者 印

年 月 日

排水設備指定工事店証再交付申請書

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

申請者名	指定番号	第 号		
	ふりがな 指定工事店名			
	営業所所在地	TEL		
	ふりがな 代表者名		印	
[理由及び経過説明].....				

[添付書類] 指定工事店証(毀損した場合) (原本)

年 月 日

排水設備指定工事店異動届

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

指定番号 第 号
 指定工事店(商号)
 代表者名 印

排水設備指定工事店の異動について、熊本市下水道条例施行規程第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

異動事項	新	旧
ふりがな 商号(組織)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)(原本)、指定工事店証(原本)、専属排水設備工事責任技術者の責任技術者証(写し)(排水設備工事責任技術者が新しい指定工事店に異動後のもの)	
ふりがな 氏名(代表者)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)(原本)、指定工事店証(原本)、経歴書、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類(身分証明書等)(原本)	
責任技術者の変更		
添付書類	責任技術者証(写し)(排水設備工事責任技術者が新しい指定工事店に異動後のもの)	
住居表示の変更	〒	
添付書類	住民票記載事項証明書(原本)又は住居表示変更通知書(登記事項証明書の原本でも可)、指定工事店証(原本)	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転	〒	
添付書類	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図、登記事項証明書(法人のみ)(原本)、指定工事店証(原本)、建物の登記事項証明書(原本)(固定資産証明書の原本でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し	
営業所(仮)移転	〒	
添付書類	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図、建物の登記事項証明書(原本)(固定資産証明書の原本でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し	

様式第10号(第26条関係)

確認番号	
------	--

公共下水道使用届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

〒
届出者 住所
フリガナ
氏名 印
TEL

公共下水道の使用について、熊本市下水道条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出内容	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 名義変更	
使用場所	熊本市 区	
使用者	住所 フリガナ 氏名	〒 印 ※ 届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。
区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 事業所等	
開始・廃止・名義変更の 年月日	年 月 日	
使用水(種別)		
<input type="checkbox"/> 水道水	水せん番号()	
<input type="checkbox"/> 井戸水	計測装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 温泉水	計測装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 雨水利用水	計測装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 簡易水道水	計測装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> その他()	計測装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考

- この様式において「事業所等」とは、事業所、工場、病院、学校、官公署等(一般家庭を除く。)をいう。
- この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用量を計測するための装置をいう。
- 使用水(種別)は、当てはまるもの全てについて記載すること。
- 水道水を使用する場合は、全ての水せん番号を記載すること。
- この様式は、2部提出すること(うち1部は、コピーでも可)。

上下水道使用申込書(上下水道局用)

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

	水せん番号CD				
(水道水)					
(水道水以外)					

下記場所の上下水道使用を申し込みます。

お申込日	年	月	日	使用開始日	年	月	日
水道等 ご使用 場所	丁目						
	町						
氏名	(フリガナ)						
	(アパート・マンション名など)						
電話	携帯番号			勤務先			
	自宅等						

※納入通知書や領収証などの送付先が、上記ご使用場所と違う場合は記入してください。

〒 _____

(アパート・マンション名など)

(あて名)

水道料金等口座振替申込書
自動払込利用申込書

ゆうちょ 銀行	種目コード	契約種別 コード	通帳記号				通帳番号(右づめで記入)			
	166	22	1			0	の			
預金者 名義	払込先口座番号		01990-7-7	払込先加入者名		熊本市上下水道事業管理者				
	(フリガナ)									

振替(払込)日…毎月25日 [再振替(払込)は翌月10日] (土・日・祝日の場合は翌営業日)

銀行など (ゆうちょ 銀行以外)	金融機関番号		店番号	預金種目	口座番号(右づめで記入)				本・支店 出張所
				1 普通 2 当座					
預金者 名義	(フリガナ)								

口座振替(自動払込)をご利用の方で、領収証を希望される方は、右記に○の記入をお願いします。	<input type="checkbox"/> 希望する
---	-------------------------------

様式第11号の2(第26条の3関係)

確認番号	
------	--

使用人数等(変更)届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

〒
届出者 住所
フリガナ
氏名
TEL
印

熊本市下水道条例第14条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

使用場所	熊本市 区	
使用者	住所 フリガナ 氏名	〒 ※ 届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。 印

●使用開始の場合

使用人数	人
水道水以外の水の用途	
<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 炊事 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> 洗顔その他()	
※ 水道水と水道水以外の水を併用する場合のみ記入すること。	

●使用人数又は水道水以外の水の用途に変更があった場合

変更があった事項	<input type="checkbox"/> 使用人数 <input type="checkbox"/> 水道水以外の水の用途
変更があった年月日	年 月 日
変更後の使用人数	人 ※ 使用人数に変更があった場合のみ記入すること。
水道水以外の水の用途(変更後)	
<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 炊事 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> 洗顔その他()	
※ 水道水と水道水以外の水を併用する場合であって、水道水以外の水の用途に変更があったときのみ記入すること。	

備考

- この様式において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。
- この様式において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事、洗濯及び散水以外の用途をいう。
- 水道水以外の水の用途は、使用可能なもの全てにチェックを入れること。

様式第12号(第28条関係)

悪質下水排除開始(変更・休止・廃止・再開)届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

届出者 住所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
TEL

悪質下水の排除について、熊本市下水道条例第12条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

排除場所 (事業場所在地)			排除口数	
排除汚水の 水量及び水質	水 量	日平均	m ³	
		日最大	m ³	
		日最小	m ³	
	水 質	別紙のとおり		
排除開始年月日				
処 理 方 法				
備 考				

様式第13号(第29条第1項関係)

年 月 日	
熊本市上下水道事業管理者 (宛) 住所 氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名 特定事業場事故報告書 事故により 被害が発生した 被害の発生するおそれが生じた ので、下水道法第12条の9第1項の規定 により、次のとおり届け出ます。	
特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
事故の内容及び発生日時	
被害の内容	発 生 日 時
	発 生 状 況
	被害者の住所・氏名
被害防止の応急処置	
事故処理担当係及び連絡方法	

備考

- 記載に当たって、詳細にわたるときは別紙を利用し、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 「被害の内容」欄は、被害が発生した場合にのみ記入すること。
- この届出後、事故再発防止措置計画書を事故の発生の日から起算して30日以内に提出すること。

様式第14号(第29条第2項関係)

年 月 日	
熊本市上下水道事業管理者 (宛)	
住所	
氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	
印	
事故再発防止措置計画書	
熊本市下水道条例第9条の4第1項の規定により、年 月 日発生の事故に係る事故再発防止のための措置の計画書を提出します。	
特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
事故再発防止 措置計画	
計画完了予定年月日	
事故報告後の 被害発生状況	

備考 この届出後、当該計画に係る措置が完了したときは、速やかに事故再発防止措置完了届出書を提出すること。

様式第15号(第29条第3項関係)

年 月 日	
熊本市上下水道事業管理者 (宛)	
住所	
氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	
印	
事故再発防止措置完了届出書	
年 月 日発生事故に係る再発防止のための措置が 年 月 日提出の計画書のとおり完了したので、熊本市下水道条例第9条の4第2項の規定により、 次のとおり届け出ます。	
特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
措置完了年月日	
(特記事項)	

様式第16号(第30条関係)

(表)

第	号	下水道立入調査職員証
写真		所属
(本証の有効期限は、現職在任期間とする。)		氏名 (年 月 日生)
年 月 日発行		熊本市上下水道事業管理者 印

5・5センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

熊本市下水道条例(抜粋)

(立入調査等)

第15条の2 管理者は、使用料(水道水の使用による汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。)の適正な徴収のために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備若しくは第5条の2第1項の規定により届出をしなければならない設備(以下「給水設備」という。)の有無を調査させ、帳簿、書類、排水設備、給水設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問(以下「立入調査等」という。)をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第16号の2(第31条関係)

納期限変更通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

熊本市上下水道事業管理者 印

下記の下水道使用料について、繰上徴収の決定をいたしましたので、熊本市下水道条例施行規程第31条第2項の規定により通知します。つきましては、下記の変更納期限までに納付してください。

記

変更納期限		年 月 日 時 分			
納付場所					
年度	種類	番号	期	金額	指定(本来の)納期限
合計			計		
納期限変更の理由					

(教示)

様式第16号の3(第34条関係)

(表)

第 号	(契印)
	下水道滞納処分職員証
写真	熊本市
	課名
	職名
割印	氏名
	(年 月 日生)
(本証の有効期間は、現職在任期間とする。)	
年 月 日発行	
	熊本市上下水道事業管理者 印

(裏)

注意事項
1 この証票は、()の規定に基づき、次に掲げる事務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
(1) ()の滞納処分に関する調査のための質問及び検査
(2) ()の滞納者の財産の差押え並びに搜索
2 この証票は、関係人の請求があつたときは、直ちに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第17号(第35条関係)

物件設置・変更許可申請書 年 月 日 熊本市上下水道事業管理者 (宛) 申請者 住所 氏名 印 物件を設置・変更したいので、熊本市下水道条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
設 置 場 所	熊本市 区
設 置 目 的	
設 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
設 置 面 積	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名
変更申請の場合	原許可 年 月 日 第 号
備考	

様式第18号(第36条第1項関係)

占 用 許 可 願	
年 月 日	
熊本市上下水道事業管理者 (宛)	
申請者 住所 氏名 印	
占用の許可を受けたいので、熊本市下水道条例第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
占 用 場 所	熊本市 区
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
占 用 面 積	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名
継続の申請の場合	原許可 年 月 日 第 号
占用料その他の条件	市の指示のとおりとする。
添 付 書 類	位置図 平面図 構造図
備考	

様式第19号(第36条第3項関係)

<p>占 用 料 減 免 申 請 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>熊本市上下水道事業管理者 (宛)</p>	
<p>申請者 住所 氏名 印</p>	
<p>次のとおり、占用料の減免を受けたいので申請します。</p>	
占 用 場 所	熊本市 区
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
占 用 面 積	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名
減 免 理 由	
備 考	

様式第1号（第5条関係）

（平25上下水規程12・全改、平25上下水規程31・平26上下水規程
13・一部改正）

様式第1号の2（第5条の2関係）

（平25上下水規程12・追加、平25上下水規程31・平26上下水規程
13・一部改正）

様式第1号の3（第5条の4関係）

（平25上下水規程12・追加、平26上下水規程13・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平25上下水規程12・全改、平25上下水規程31・平26上下水規程
13・一部改正）

様式第3号（第6条の2第1項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第3号の2（第6条の2第2項関係）

（平24上下水規程24・平25上下水規程12・一部改正）

様式第4号（第8条第1項関係）

（平25上下水規程12・全改、平29上下水規程3・一部改正）

様式第4号の2（第8条第2項第3号関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第5号（第8条第2項第4号関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第6号（第9条第1項関係）

（平24上下水規程24・平24上下水規程29・平25上下水規程12・
一部改正）

様式第7号（第9条第3項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第8号（第13条第1項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第9号（第13条第2項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第10号（第26条関係）

（平26上下水規程13・全改、平29上下水規程3・一部改正）

様式第11号（第26条関係）

（平25上下水規程12・追加）

様式第11号の2（第26条の3関係）

（平26上下水規程13・追加）

様式第12号（第28条関係）

（平25上下水規程12・追加）

様式第13号（第29条第1項関係）

（平25上下水規程12・追加）

様式第14号（第29条第2項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第15号（第29条第3項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第16号（第30条関係）

（平25上下水規程12・全改、平26上下水規程13・一部改正）

様式第16号の2（第31条関係）

（平25上下水規程12・一部改正）

様式第16号の3（第34条関係）

様式第17号（第35条関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第18号（第36条第1項関係）

（平25上下水規程12・全改）

様式第19号（第36条第3項関係）

（平25上下水規程12・全改）